

議案第24号

石岡市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについて

石岡市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月21日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

石岡市個人情報保護法施行条例の制定に伴い、新たに石岡市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため。

石岡市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営の確保並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、石岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 石岡市情報公開条例（平成17年石岡市条例第16号。以下「情報公開条例」という。）第12条の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（石岡市個人情報保護法施行条例（令和5年石岡市条例第 号。以下「施行条例」という。）第5条に規定する市の機関をいう。以下同じ。）

ウ 石岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年石岡市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条の規定により審査会に諮問をした議長

(2) 公文書 情報公開条例第7条に規定する情報の公開の請求に係る決定等に係る情報をいう。

(3) 保有個人情報 次に掲げるものをいう。

ア 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情

報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。
)

イ 議会個人情報保護条例第20条第5号ア，第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等，訂正決定等若しくは利用停止決定等又は議会個人情報保護条例第18条第2項，第31条第2項若しくは第38条第2項に規定する開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）

（所掌事務）

第3条 審査会の所掌事務は，次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第12条，個人情報保護法第105条第3項の規定により準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ，審査請求について調査審議すること。
- (2) 情報公開条例に基づく情報公開制度の運営に関する事項について実施機関からの諮問に応じ，調査審議すること。
- (3) 施行条例第5条の規定による諮問に応じ，調査審議すること。
- (4) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ，調査審議すること。

（組織）

第4条 審査会は，委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は，優れた識見を有する者のうちから，市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
- 4 委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

（会長及び副会長）

第6条 審査会に，会長及び副会長を置き，委員の互選により選任する。

- 2 会長は，審査会を代表し，会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、第3条第2号、第3号又は第4号に規定する事務を行う場合において、必要があると認めるときは、関係機関その他関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することが

できる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第7条第3項、第4項若しくは前条の規定による意見書若しくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの意見書、資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書

の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に情報公開条例第13条及び石岡市個人情報保護条例（平成17年石岡市条例第17号）第23条の規定により置かれた石岡市情報公開審査会及び石岡市個人情報保護審査会の委員である者は、施行日に、第5条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなす委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和6年1月31日までとする。

(石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表公共施設等総合管理計画委員会委員の項の次に次のように加える。

| | | | |
|------------------|----|-------|-----|
| 情報公開・個人情報保護審査会委員 | 日額 | 5,000 | 副市長 |
|------------------|----|-------|-----|